

○藤枝市民テニス場条例

昭和 6 0 年 1 2 月 2 5 日

条例第 3 2 号

（設置）

第 1 条 市民の健康の増進と体力の向上及びスポーツの振興を図るため、テニス場を設置する。

（名称及び位置）

第 2 条 テニス場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 藤枝市民テニス場

位置 藤枝市駿河台一丁目 5 番 1 号

（使用時間）

第 3 条 藤枝市民テニス場（以下「テニス場」という。）の使用時間は、午前 8 時から午後 9 時までとする。ただし、第 1 7 条の規定により市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）は、必要と認めたときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

（休場日）

第 4 条 テニス場の休場日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は必要と認めたときは、市長の承認を得て変更し、又は臨時に休場することができる。

（1） 水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日にあたるときは、その翌日）

（2） 1 2 月 2 8 日から翌年 1 月 3 日まで

（使用の許可）

第 5 条 テニス場を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

第 6 条 指定管理者は、テニス場の使用を許可するに当たっては、使用の目的、範囲及び期間その他管理上必要な使用条件を付することができる。

（使用の不許可）

第 7 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、テニス場の使用を許可しないことができる。

（1） テニス場内の秩序を乱し、又は風俗を害するおそれがあると認めたとき。

（2） テニス場内の施設を損傷するおそれがあると認めたとき。

（3） 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になる

と認めたとき。

(4) その他指定管理者が必要があると認めたとき。

(利用料金)

第8条 テニス場の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、指定管理者に対し、利用料金（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）を使用許可を受けた際に納入しなければならない。ただし、指定管理者が特に納期を定めたときは、この限りでない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも同様とする。

3 指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び当該利用料金の額を公表しなければならない。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第9条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第10条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責によらない理由で使用できなかったとき。

(2) 使用者が使用の前日5日までに使用許可の取消しを願い出て、指定管理者が相当の理由があると認めたとき。

(3) その他指定管理者が特別の事情があると認めたとき。

(指定管理者の指定の取消し等があった場合における使用料の取扱い)

第11条 使用者は、指定管理者が法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、又は管理の業務の全部の停止を命じられたときは、第8条第2項の規定により定められた額をテニス場の使用料として市に納めなければならない。

(特別設備の制限)

第12条 使用者は、テニス場の使用に当たり特別な設備をしようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(使用許可の取消し等)

第 13 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは制限することができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用許可の条件又は指示に違反したとき。
- (3) 第 7 条各号のいずれかに該当する理由が生じたとき。
- (4) その他指定管理者において必要と認めたとき。

2 前項の規定によって生じた損害については、指定管理者は、その責を負わない。ただし、指定管理者の都合による場合は、この限りでない。

(原状回復の義務)

第 14 条 使用者は、テニス場の使用が終わったとき又は前条第 1 項の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第 15 条 使用者は、テニス場を使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(損害賠償の義務)

第 16 条 使用者は、テニス場の施設、設備等をき損又は亡失したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、減額又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第 17 条 市長は、法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき法人その他の団体で市長が指定するものにテニス場の管理に関する業務を行わせることができる。

2 前項の規定により行う指定管理者の管理に関する業務は、次のとおりとする。

- (1) テニス場の使用の許可に関する業務
- (2) テニス場の利用を通じたスポーツの普及振興に関する業務
- (3) テニス場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(委任)

第 18 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 61 年 3 月 25 日条例第 6 号)

この条例は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 6 2 年 3 月 2 5 日条例第 1 3 号）

この条例は、昭和 6 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年 3 月 2 3 日条例第 2 6 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の藤枝市民テニス場条例別表の規定にかかわらず、平成元年 4 月 1 日前に使用許可を受けた者の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成 9 年 3 月 2 6 日条例第 2 9 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の藤枝市民テニス場条例別表の規定にかかわらず、平成 9 年 4 月 1 日前に使用許可を受けた者の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成 1 7 年 9 月 3 0 日条例第 3 5 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過規定）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の藤枝市民テニス場条例（以下「旧条例」という。）の規定により教育委員会がした許可その他の行為は、改正後の藤枝市民テニス場条例（以下「新条例」という。）の相当規定に基づいて、指定管理者がした許可その他の行為とみなす。

3 この条例の施行の際現に旧条例の規定により教育委員会に対してされている申請その他の行為は、新条例の相当規定により指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成 2 1 年 3 月 2 7 日条例第 1 5 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に、改正前の藤枝市民テニス場条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、改正後の藤枝市民テニス場条例の相当規定によりされたものとみなす。

附 則（平成２６年３月２６日条例第１０号）抄

（施行期日）

- １ この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ この条例（第１条及び第３４条の規定を除く。）による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う施設等の使用等に係る使用料等で施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前に行った施設等の使用等に係る使用料等で施行日前又は施行日以後に納付するもの及び施行日以後に行う施設等の使用等に係る使用料等で施行日前に納付するものについては、なお従前の例による。

附 則（平成３１年３月２０日条例第３号）抄

（施行期日）

- １ この条例は、平成３１年１０月１日から施行する。

（適用区分）

- ３ この条例（第１条及び第３５条から第３８条までの規定を除く。）による改正後のそれぞれの条例の規定は、施行日以後に行う施設等の使用等に係る使用料等で施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前に行った施設等の使用等に係る使用料等で施行日前又は施行日以後に納付するもの及び施行日以後に行う施設等の使用等に係る使用料等で施行日前に納付するものについては、なお従前の例による。

附 則（令和４年１２月１５日条例第２９号）

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

別表（第８条関係）

（１）コート

使用時間			午前８時 から午 前１０時 まで	午前１０ 時から 午前１２ 時まで	午後０時 から午 後２時ま で	午後２時 から午 後４時ま で	午後４時 から午 後６時ま で	午後６時 から午 後７時３ ０分まで	午後７時 ３０分か ら午後９ 時まで
使用区分	テニスコ ート（１面につ き）	専用	円	円	円	円	円	円	円
		一般、 学生	１，１００	１，１００	１，１００	１，１００	１，１００	１，４１０	１，４１０
		児童、	５３０	５３０	５３０	５３０	５３０	７００	７００

		生徒							
壁打ちコート	個人使用	午前8時から午後6時まで				午後6時から午後9時まで			
		一般、学生	1時間につき100円				1時間につき150円		
		児童、生徒	1時間につき50円				1時間につき70円		

備考

- 「一般、学生」とは、一般社会人、大学及び短期大学の学生をいう。
- 「児童、生徒」とは、幼児（満3歳以上）、小学校児童、中学校及び高等学校の生徒をいう。
- 2以上の使用時間帯にわたってテニスコートを使用する場合における使用料は、当該使用時間帯に係る使用料の合計額とする。
- 使用時間が午前8時から午後6時までの間に使用者が照明設備を使用する場合は、テニスコート1面1時間（1時間に満たない場合は1時間とする。）につき、一般、学生は200円、児童、生徒は100円の電気料を徴収する。
- 土曜日の午後、日曜日及び祝日に使用する場合は、当該使用料の20%に相当する額を加算する。
- 藤枝市民及び市内の事業所等に勤務する者以外の者が使用する場合は、当該使用料及び4の規定による電気料の50%に相当する額を加算する。
- 5又は6の場合において使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 使用のための準備及び原状回復のための時間は、使用時間に含む。
- 使用者が入場料等を徴収してテニスコートを使用する場合の使用料の額は、市長が別に定める。

(2) 会議室

会議室	午前8時から 午前12時まで	午後1時から 午後6時まで	午前8時から 午後6時まで	午後6時から 午後9時まで	午後1時から 午後9時まで	午前8時から 午後9時まで
	870円	1,100円	1,970円	1,970円	3,070円	3,940円

備考

- 土曜日の午後、日曜日及び祝日に使用する場合は、当該使用料の20%に相当する額を加算する。

- 2 藤枝市民及び市内の事業所等に勤務する者以外の者が使用する場合は、当該使用料の 50%に相当する額を加算する。
- 3 使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。